【3.5t超バス】
48. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準105％達成ディーゼル車（非課税）
49. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
50. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準95％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
51. 48～50に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
【3.5t超トラック】
52. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準105％達成ディーゼル車（非課税）
53. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
54. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10％低減かつR7年度燃費基準95％達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
55. 52～54に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
【その他の自動車】
56. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10％低減）（非課税）
57. プラグインハイブリッド自動車（非課税）
58. 01～57に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

15　上記14の01～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。　（ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

16　「バリアフリー・ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス〈1,000万円控除〉（R9.3.31まで）
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）〈800万円控除〉（R9.3.31まで）
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）〈650万円控除〉（R9.3.31まで）
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）〈200万円控除〉（R9.3.31まで）
05. ユニバーサルデザインタクシー〈100万円控除〉（R9.3.31まで）
06. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（バス等）〈175万円控除（R9.3.31まで）〉
07. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））〈175万円控除（R9.3.31まで）〉

17　「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。